

概要

- 令和7年12月4日（木）0400頃、海上保安庁第11管区海上保安本部は僚船から沖縄県宮古島南方沖において第八みちたけ丸（乗組員2名）が沈没するとの通報を受け、海上保安庁が現場海域の捜索を開始。
- 同日0740頃、海上保安庁の航空機が、宮古島南方沖約115km付近の海域で転覆している「第八みちたけ丸」を発見するも乗組員2名は行方不明。
- 海上保安庁が捜索活動を継続するも発見に至らないことから、5日（金）2213、第11管区海上保安本部長から海上自衛隊第5航空群司令（那覇・沖縄県）に対し、上空からの行方不明者捜索に係る災害派遣要請があり、同時刻受理。
- 7日（日）1552、じ後の対応は海上保安庁のみで対応可能となったことから、第11管区海上保安本部長から海上自衛隊第5航空群司令に対し、災害派遣撤収要請があり活動を終了。

活動内容

- 6日（土）1230以降、海上自衛隊第5航空群（那覇・沖縄県）のP-3C哨戒機×1機により上空からの捜索救助活動を実施。

位置関係図



活動写真

